



薬食機発0318第1号

平成23年3月18日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医療機器審査管理室長



希少疾病用医療機器の指定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医療機器が下記のとおり指定されましたので、通知します。

記

指定番号	(23機) 第22号
医療機器の名称	ヒト自家移植組織
予定される使用目的、 効能又は効果	表皮水疱症 ^{ほう} 患者に発生する難治性のびらん・潰瘍を 適応対象とする。本品は、難治性のびらん・潰瘍部 位に適用し、速やかに上皮化させることを目的とす る。
申請者の氏名又は名称	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

